別表第1（第3条関係）

未熟児養育医療給付対象基準

|  |
| --- |
| １　出生時体重が2,000ｇ以下のもの  ２　生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの  (1)　一般状態  ア　運動不安、けいれんがあるもの  イ　運動が異常に少ないもの  (2)　体温  摂氏34度以下  (3)　呼吸器循環器系  ア　強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの  イ　呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの  ウ　出血傾向の強いもの  (4)　消化器系  ア　生後24時間以上排便のないもの  イ　生後48時間以上おう吐が持続しているもの  ウ　血性吐物、血性便のあるもの  (5)　黄疸  生後数時間以内に黄疸が現れるか、又は異常に強い黄疸のあるもの |